合併浄化槽設置の補助

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、国および県が行う合併処理浄化槽設置整備補助に対応し、合併処理浄化槽設置者に補助事業を実施しています。

■補助対象

○次の区域以外の地域

・公共下水道事業認可区域

・農業集落排水事業整備区域

・コミニティプラント事業整備区域

○市税を滞納していないことなど

■補助金額

通常型浄化槽

○5人槽…294000円

○7人槽…342000円

○10人槽…459000円

高度処理型浄化槽

N型（窒素またはりん除去能力を有する高度処理型）

○5人槽…664000円

○7人槽…702000円

○10人槽…752000円

高度処理型浄化槽

NP型（窒素およびりん除去能力を有する高度処理型）

○5人槽…876000円

○7人槽…1219000円

※市が指定する牛久沼流域については、N型・NP型いずれかとし、その他の補助対象地域については、通常型の補助とします。

■受付期限…11月29日㈮まで

※平成25年度工事完了のものに限ります。

詳しくは、上下水道課までお問い合せ下さい。

ご注意ください！

「保健所からの依頼を受けて浄化槽の点検・検査に来ました」などと浄化槽業者を装い、勝手に点検・検査して料金を請求するなどの悪質商法の事例が発生しています。

浄化槽の保守点検は、個人が委託した業者が実施するものであり、他の業者が直接訪問して検査することはありません。

また、浄化槽法に基づく検査は、個人が検査機関に直接依頼して、日程を調整したうえで実施しますので、個人が依頼していないものについては十分注意してください。

問 谷和原庁舎上下水道課 ☎58-2111（内線8211）

はり、きゅう、マッサージ施術費補助

市では、市民の福祉の向上と健康増進を図るため、『はり・きゅう・マッサージ』を受けた際にかかった施術費の一部を助成する制度を設けています。

次のとおり、施術費補助券交付申請の受付を随時行っています。

【助成対象者】

・申請時に満65歳以上の方

・身体障害者手帳、1級または2級の方

【助成額】

施術一回あたり1000円、年4回まで

【利用期間】

平成26年3月31日㈪まで

【申請方法】

申請書を介護福祉課に提出

【利用できる施術所】

うやま治療院（谷井田）／海老原指圧治療院（谷井田）／のうとみ鍼灸・接骨院（谷井田）／とうた鍼灸マッサージ（山王新田）／河原井マッサージ治療所（台）／米ノ城マッサージ（小絹）／谷和原治療院（平沼）

※詳しくは、お問い合わせください。

申 問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎58-2111（内線1174）

文化財を保護し、未来へ伝えよう
～開発者の皆さんへ～

文化財保護法では、住宅を建設したり土木工事などを行ったりする場合、その土地が埋蔵文化財（遺跡）の包蔵地に該当する時には、事前に届け出ることになっています。

そのため、開発者は、住宅などを建てようとする土地に、遺跡があるかどうかを確認する必要があります。その場合は、すみやかに教育委員会生涯学習課文化財係まで、ご連絡ください。

なお、遺跡があると確認された場合は、その調査について協議が必要になります。

問 教育委員会生涯学習課 ☎58-2111（内線9314）

取り扱い手順

①住宅建築計画・設計など（開発事業者）

←

②**遺跡の有無の問い合わせ・照会（開発事業者から生涯学習課へ）**

←

③遺跡の確認（生涯学習課）

・遺跡地図、表面調査、試掘調査など

←

④②の問い合わせ・照会に対する回答（生涯学習課から開発事業者へ）

←

【遺跡なし】

着工（開発事業者）

【遺跡あり】

⑤工法を確認（生涯学習課から開発事業者へ）

←

【遺跡を保護できる工法】

遺跡を壊さないよう慎重に工事着工（開発事業者）

【遺跡を保護できない工法】

⑥発掘調査を依頼（開発事業者から生涯学習課へ）

←

⑦発掘調査実施

←

⑧発掘調査終了後に着工（開発事業者）